

さ担 第 2290-18 号
令和7年 2月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

さつま町長 上野 俊市

市町村名 (市町村コード)	さつま町 (46392)
地域名 (地域内農業集落名)	中津川区 (別野・弓之尾・尾原・武白猿・北方町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 30 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・水稻・畜産・薩摩西郷梅等を組み合わせた複合経営が主体の農業地帯であり、特に水稻は、普通期米の採種圃場として、採種生産組合が設立され鹿児島県内の種もみの生産を行っている地区であるが、「種子もみの産地」としての認知度が低く、また農家の高齢化や後継者・担い手不足により遊休農地が増加してきている状況である。

・そのため、PR活動として良食味米の産地、「種子もみの産地」としての周知を図りながら、担い手への農地集積や新規参入者・後継者のフォローアップを行い、地域の後継者として支援し育成していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻栽培については、品質向上と収量アップに努力する。併せて、高収益の作物等(畜産・果樹・施設野菜等)との複合化を検討しながら地域として産地化を図る。

・良質で安定した農林産物を生産・販売し、農家所得の向上を目指す。

・農作業の受委託の充実と作業受託組合の推進を図る。

・県指定の普通期水稻の種場を維持していく。

・6次産業化の加工技術継承、人材育成を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	228.65 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	228.65 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間直払事業及び多面的機能支払交付金事業の対象地を中心に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地区内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。 ・農地中間管理機構を活用し集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地所有者は、原則として農地バンクへ貸し付ける。 ・離農・リタイアする場合は、原則として農地バンクへ貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
各種補助事業を活用して用水路及び暗渠排水による基盤整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規参入者等がスムーズに農業を始めるため、また、その後も安定した経営ができるように、町やJA、県などと連携してフォローアップを行い、地区の後継者として育成する。・認定農業者を核とした、中津川の農業担い手の育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託は別野農作業受託部会や弓之尾畦塗部隊を活用し作業の効率化・経費節減を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害の被害を減少させるため、防護柵や電気柵の設置を検討する。あわせて餌場などを作らない取組を行っていく。
- ③スマート農業機器の導入を推進し、省力化を図ることで更なる規模拡大につなげる。
- ⑤さつま西郷梅の生産について推進を進め、樹齢に応じて植え替えを検討していく。
- ⑦中山間地域等直接支払い制度や多面的機能交付金支払交付金を活用し、草刈り、水路整備を行う。
- ⑨良質で安定した農林産物を生産(販売)し、農業所得の向上を目指す。
- ⑨水資源の確保と水路等の計画的な改修、補強を進め、安定した農業基盤の構築を図る。
- ⑨地元産の農産物や加工品を日曜朝市などを推進し、地域の活性化を図っていく。
- ⑨地域活性化計画との整合性を図る。
- ⑨中山間制度における集落協定を活用して様々な事業に取り組む。